

# 工事の保険

工事の保険特約付帯建設工事保険

日新火災

工事の財物へのリスクをしっかりとサポートします。

'15年2月



対象となる  
損害は？

▶ 1 Page



どのような  
物が対象と  
なるの？

▶ 2 Page

保険の対象と  
ならない物は  
あるの？

▶ 2 Page



保険金が  
支払われない  
損害って  
あるの？

▶ 2 Page



日新火災は工事の保険で  
お客さまの事業を



します。



おすすめの  
契約方式って  
ある？

▶ 3 Page



セットできる  
特約は  
あるのかな？

▶ 4 Page



保険の  
対象にできる  
工事の種類は？

▶ 5 Page

支払われる  
保険金の  
種類は？

▶ 6 Page



# 「工事の保険」って、どんな保険？

工事にかかわる様々な不測かつ突発的な事故により、工事用の財物の運搬から着工、完成までの間に生じた損害を補償する工事業者の皆さまのための保険です。



## ⊕ どのような損害が保険金支払の対象になるの？ ⊕

▼ 次のような損害に対して保険金をお支払いします。

### 対象となる損害



**1** 火災・破裂・爆発・  
落雷による損害



**2** 台風・暴風などの  
風災、雹災、雪災  
による損害



**3** 水災・土砂崩れに  
よって生じた  
損害



**4** 航空機の落下、  
車両の衝突に  
よって生じた  
損害



**5** 試運転や  
吊り上げ作業中  
などにおける  
作業ミスによる  
損害



**6** 盗難による損害



**7** 自動車による  
輸送中の資材の  
損害



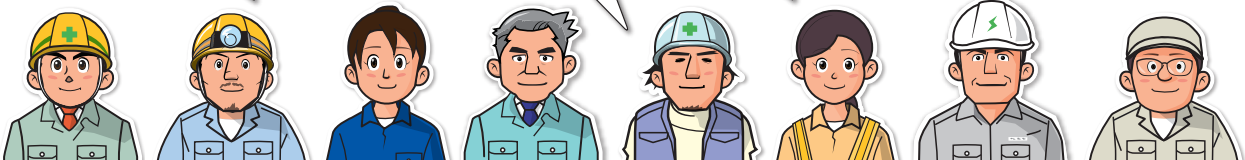
**8** ショート、アーク、  
スパーク、過電流  
などの電氣的  
事故による損害



**9** 設計、施工、材質  
または製作の  
欠陥に起因する  
事故による損害(※)

※事故に至る前の欠陥の除去費用および欠陥部分そのものに対する損害に対しては保険金を支払いません。

災害や盗難、作業ミスまで幅広く補償されて安心だね！





## ⊕ 保険金が支払われない損害もあるのかな? ⊕

▼ お支払いの対象とならない主な損害は次のとおりです。

### 保険金をお支払いできない主な損害

ご注意

- ・保険契約者、被保険者もしくはこれらの方の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、漏入および寒気、霜または氷によって生じた損害
- ・戦争、暴動、差押え、核燃料物質・放射線によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・損害発生後その日を含めて30日以内に知ることができなかった盗難による損害
- ・工事前仮設材として使用される矢板、くい、H型鋼もしくはその他これらに類する物の打込みまたは引抜きの際において生じた曲損・破損・引抜き不能の損害
- ・保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化
- ・荷造りの欠陥に起因する損害
- ・輸送の遅延による損害
- ・芝、樹木その他の植物について生じた損害
- ・コンクリート部分のひび割れの損害(不測かつ突発的な外来の事故の作用により生じた損害は対象となります。)
- ・請負金額が15億円以上の工事において生じたテロ行為等によって生じた損害 など

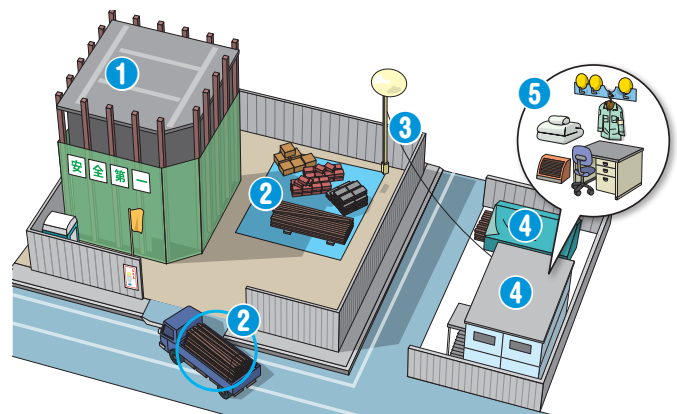
## ⊕ 保険の対象となるものの範囲を教えて! ⊕

▼ 次のものが補償の対象となります。

### 保険の対象物の範囲

※工事現場への陸上の輸送中も補償の対象となります。

- ▶ **工事の対象物** ①  
本工事の対象物に付随する仮工事の対象物を含みます。
- ▶ **工事前仮設材** ②  
セメント、鉄骨等
- ▶ **工事前仮設物** ③  
電気配線、配管、電話、伝令設備、照明設備、保安設備に限ります。
- ▶ **工事前仮設建物** ④  
現場事務所、宿舍、倉庫等
- ▶ **④に収容されている什器・備品** ⑤  
家具、衣類、寝具、事務用品および非常用具に限ります。



輸送中も補償してくれるのは助かるね。



ご注意



次のものは  
保険の対象と  
なりません。

- 工事前仮設備(据付機械設備など)、工事前機械および工具類 ※リースのものを含みます。  
例 定置式クレーン、ショベルカー、ホッパー、フィーダー、電動式ドリル など
- 自動車、航空機、船舶など
- 設計図書、帳簿、通貨、有価証券など



## 契約方式はいろいろあるのかな？ 事務手続が複雑なのは大変で…。

▼ 以下の2種類があります。▼

おすすめ!

包括契約方式 (工事の保険+包括特約)

スポット契約方式

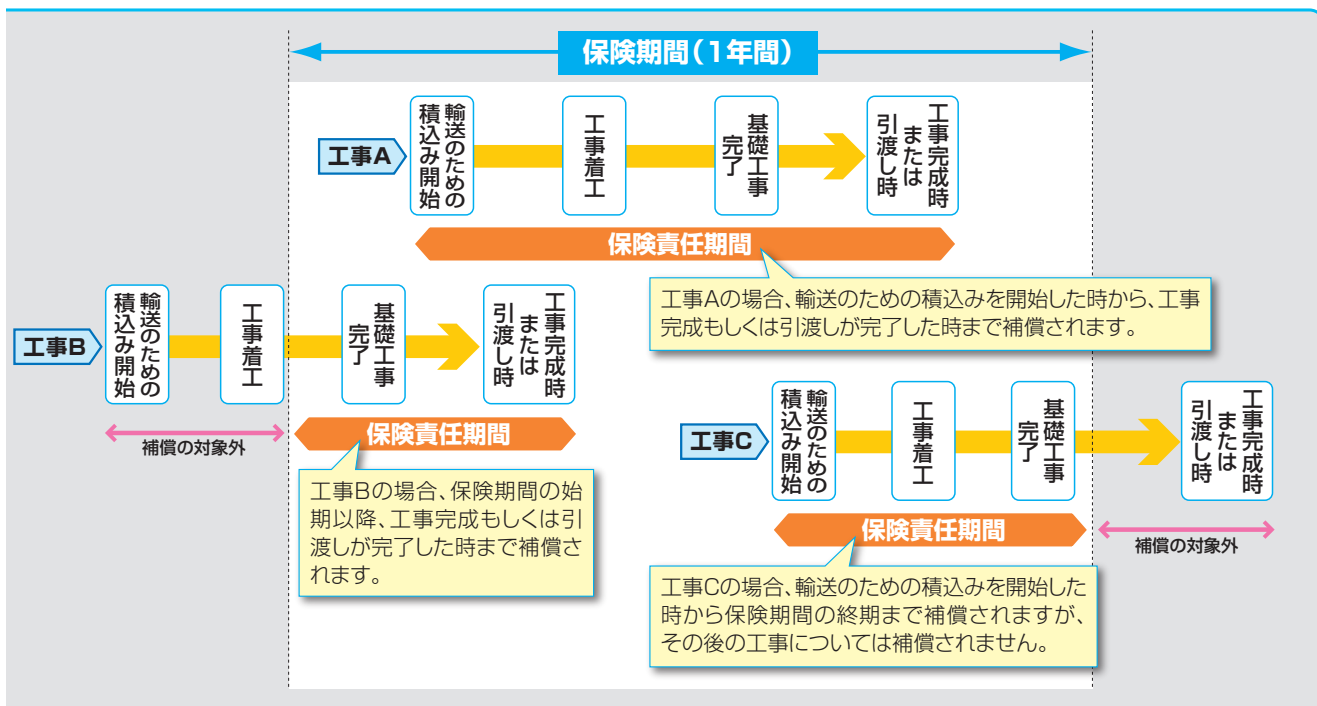
### 包括契約方式

お引き受け可能な工事の種類(5ページ参照)であれば、1年間すべての工事を包括して補償の対象とすることが  
できます。個々の工事ごとに保険契約を締結する必要はありません。

#### 保険責任期間

保険責任期間は以下のとおりです。ただし、保険期間中に限ります。

保険の付け忘れが  
なくて安心だね!



ここがポイント ▶ 面倒な手続きは不要!

ご契約時の確認も簡単!

Step1

直近の決算期の完成工事高総額\*と 主に行われる工事の種類 (5ページ参照) の確認だけで保険料をお見積できます。

\*別途支給材料がある場合は、その金額を加算します。

Step2

工期の延長や増額の通知は不要!  
手続きが簡単なのは助かるわね!



ご契約後も簡単!

保険期間中に施工されている工事は、すべて対象となりますので、保険の手配漏れもなく工期の変更や請負金額の変更等のご通知も必要ありません。

事前に保険を含めた年間予算が  
組めて、更に割引もあるんだね!

\*もちろん保険料は全額損金処理できます。

ここがポイント ▶ さらに保険料の割引も!

スポット契約方式に比べて保険料が **10%割安** になります。



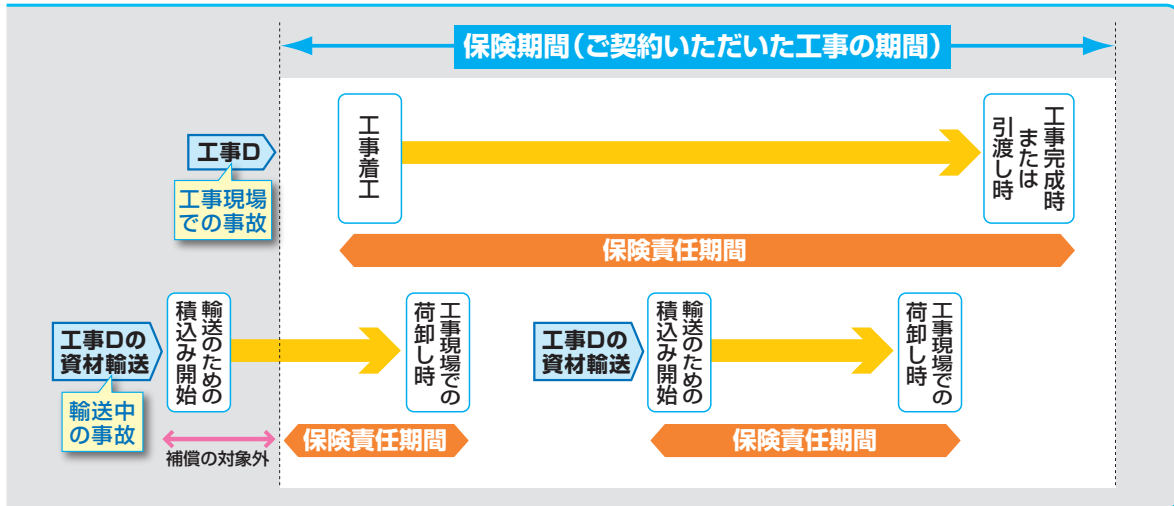


## スポット契約方式

個々の工事ごとにご契約いただく方式です。包括契約方式とは異なり、保険期間中に工期等の変更がある場合はご通知等が必要となります。

### 保険責任期間

保険責任期間は以下のとおりです。ただし、保険期間中に限ります。



### ご契約後の通知事項など

保険期間中に請負金額の変更、工期の変更、被保険者の変更、工事の追加、変更、中断、再開または放棄等がある場合には、その都度弊社にご通知いただく必要があります。また、ご通知いただいた内容によって、保険料が変更となる場合には、保険料の請求または返還をさせていただきます。



ご注意

「スポット契約方式」は  
保険期間中の  
変更連絡をしっかり  
忘れずに…

### 主なオプション (セットできる特約)

下記の特約をご用意しております。

詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。



#### 特約① メンテナンス期間に関する特約

ベーシック セミワイド ワイド

工事の対象物の引渡し後、メンテナンス期間中に請負人が負うべき保証責任のうち、不測かつ突発的な事故により保険の対象に生じた損害について、その損害の復旧に要する費用を補償する特約です。補償の内容はご選択いただいた特約の種類により下表のとおりとなります。

○ 補償します × 補償しません

| 保証<br>危険 | 請負契約書の定めにより行う<br>引渡し後の修補作業の拙劣または過失 | 工事期間中に工事現場において<br>発生した工事作業の欠陥 | 設計、材質、工場製作の欠陥 |
|----------|------------------------------------|-------------------------------|---------------|
| ベーシック    | ○                                  | ×                             | ×             |
| セミワイド    | ○                                  | ○                             | ×             |
| ワイド      | ○                                  | ○                             | ○             |

#### 特約② 縮小支払 特約

縮小割合に応じて、  
保険料を割引！

損害保険金の額を、保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額に削減してお支払いする特約です。

#### 特約③ 臨時費用保険金 補償対象外特約

保険料を10%割引！

基本契約および「メンテナンス期間に関する特約」の臨時費用を補償対象外とし、保険料を割引します。



## ④ どのような工事が保険の対象になるの? ④

▼ お引き受けできるのは次のような工事になります。

### お引き受け可能な工事の種類一覧

#### 工事の種類

##### ① 建物(ビル・住宅・工場建屋等)の建築・増改築<sup>(注)</sup>工事

##### ② 建物内外装工事

①および③に該当しない建物内外装工事

##### ③ 建物付帯設備工事

電気、ガス、水道等、建物の機能を維持するための設備、および建物の機能を発揮するための設備の工事

##### ④ 配管・給排水管工事

建物に付属しない地上の配管工事

##### ⑤ 鉄骨建造物、高層建造物設置工事

建物以外の鉄骨建造物および立体自動倉庫、立体駐車場および高層建造物の建設・設置工事

##### ⑥ 一般事業用機械の組立・据付工事

工場等における製造機械、作業機械等の組立、据付工事

##### ⑦ 電気・通信・受配電設備工事

③以外の電気・通信・受配電設備工事

##### ⑧ 土木工事のうち右記に該当する工事

#### 工事詳細例

ビル建築・増改築工事、住宅建築・増改築工事、工場建屋建築・増改築工事 など

内装仕上工事、防音工事、内装間仕切り工事、左官工事、モルタル工事、各種防水工事\*、吹き付け工事、屋根ふき工事、建具取り付け工事、金属製カーテンウォール取り付け工事など

\*建物に対する防水工事に限るものとし、土木系工事に付随する防水工事を除きます。

家庭用電化製品取付工事、冷暖房・空調設備工事、給排水・給湯設備設置工事、管内更生工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス設備工事、エレベーター・エスカレーター設置工事、自動ドア取り付け工事、電動シャッター取り付け工事、太陽熱温水器・太陽光パネル設置工事、高架水槽設置工事、屋内消火栓設置工事、スプリンクラー等消火設備工事、非常警報機等設備工事、避難設備または排煙設備の設置工事、広告設備(ネオン装置、電光掲示板は⑦に含まれます。)設置工事、建物に付属する機械式立体駐車場設置工事 など

次に掲げる工事のうち、建物に付属しない設備の工事

給排水配管工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、ペンストック工事、パイプライン工事 など

アーケード工事、防音壁工事、ガードレール工事、フェンス工事、歩道橋工事、コンベア工事、クレーン組立工事、立体自動倉庫工事、立体駐車場工事、屋外広告工事、鉄塔建設工事、高架線工事、索道建設工事、煙突(コンクリート製を含みます。)建築工事、簡易テント工事 など

次に掲げる機械の組立・据付工事

金属工作機械、溶接機・溶断機、ポンプ・送風機、化学機械、破碎機・磨砕機・選別機、プラスチック成型加工機、繊維機械、印刷製本機械、木工機械、食品加工機械、包装・荷作り機械、バルブ・製紙・紙工機械、鍛造機、試験・実験・測定機械 など

太陽光発電設備工事(建物に付属するものは③に含まれます。)、変圧器・変流器・変成器・遮断器工事、配電盤工事、受変電設備工事、照明設備工事、電気配線工事、電気通信機器設置工事、電光掲示板設置工事、ネオン装置工事、大型ビジョン設置工事、電気・通信ケーブル(埋設ケーブルと海底ケーブルを除きます。)工事、光ファイバーケーブル工事、信号設備設置工事 など

建物・設備基礎工事、道路舗装・表示・ライン工事、地下上下水道・地下ガス管・共同溝・地下道・地下駐車場・地下タンク<sup>(※)</sup>工事、浄水場・下水処理場工事、公園設備・緑化工事、植栽工事

※LNG地下タンク、地下岩盤石油備蓄タンク、地下遊水池を除きます。

(注) 増改築とは、建築物の構造上主要な部分(外壁、柱、小屋組、床、屋根等)そのものに変更を加える工事をいいます。

室内の間仕切り壁の取り付け・取り外し等の工事は含まれません。

**ご注意** これらの工事に該当しない工事はお引き受けできません。また、保険金額が30億円を超える工事および海外での工事はお引き受けできません。

#### 用語の説明

- 1回の事故** ▶ 台風、暴風雨、高潮、洪水、内水氾濫<sup>ひょう</sup>、雹災、雪災、降雨またはこれらに類似した事由によって生じた事故は、それぞれ保険期間中72時間以内に生じた事故を1回の事故とみなします。
- 請負金額** ▶ 請負契約における税込の請負金額をいいます。ただし、支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額を加算し、保険の対象とならない工事の金額が算入されている場合は、その金額を差し引きします。
- オプション特約** ▶ 基本補償の補償範囲を拡大または縮小する特約、あるいは基本補償の内容を補足または変更する特約をいいます。
- 完成工事高総額** ▶ 保険契約締結時に把握可能な直近の会計年度(1年間)において、保険証券記載の被保険者が行ったすべての保険の対象工事の完成工事高(支給材料の額を含む)の合計額(税込)をいいます。
- 時価額** ▶ 再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額をいいます。
- 自己負担額** ▶ 免責金額のことをいいます。ご契約いただいた保険・オプション特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、ご契約者または被保険者に自己負担していただく額をいいます。
- テロ行為等** ▶ 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張をする団体・個人またはこれと連帯するものが行う暴力的行動等をいいます。



## ④ 保険金にはどのような種類があるの? ④

▼ お支払いする保険金は次のような内訳になります。

### お支払いする保険金

基本契約でお支払いする保険金は、損害保険金および各種費用を合わせた金額となります。  
工事業者の皆さまのリスクに幅広く対応できる内容となっています。

お支払いする  
保険金

=

①損害保険金  
(⑤損害防止費用を含む)

+

②臨時費用  
保険金※

+

③残存物取片づけ  
費用保険金

+

④取りこわし物  
復旧費用保険金

+

⑥権利の保全等  
に必要な費用

※臨時費用保険金補償対象外特約をセットされた場合はお支払いしません。

| 保険金の種類         | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                           | お支払いする保険金の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | お支払いする保険金の上限額                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①損害保険金         | <p>復旧費をお支払いします。</p> <p><b>復旧費</b></p> <p>損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用で次の費用を算入した金額</p> <p>A. 割増運賃、割増賃金等<br/>・急行貨物割増運賃(航空貨物運賃を除きます。)<br/>・残業・休日勤務、夜間勤務による割増賃金</p> <p>B. 地盤注入費用<br/>・損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用。(ただし、1回の事故につき300万円、保険期間中につき600万円を限度とします。)</p> | <p>次の計算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。</p> $\text{請負金額の内訳書を基礎として算出された復旧費} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$ <p>※損害が生じた保険の対象に残存物がある場合はその金額を損害の額から差し引きます。</p> <p>※内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物および工事用仮設建物に収容されている什器または備品については、時価額により算出されます。</p> <p>※再組立、再据付、移設または引渡しを行う解体、分解、撤去または取片づけ工事の対象物は、時価額により算出されます。</p> | <p>1回の事故につき、保険金額を上限とします。ただし、次の場合にはお支払いする保険金が削減されます。</p> <p><b>包括契約方式の場合</b></p> <p>弊社にご申告いただいた完成工事高総額が、契約者の故意または重大な過失により、実際の金額よりも不足していた場合、その不足割合に応じて保険金が削減されます。</p> <p><b>スポット契約方式の場合</b></p> <p>保険金額が請負金額よりも不足していた場合、その不足割合に応じて保険金が削減されます。</p> |
| ②臨時費用保険金       | 上記①損害保険金支払われる場合に、臨時に発生する費用に対して保険金を支払います。                                                                                                                                                                                                                                      | 上記①損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1回の事故につき、500万円が限度となります。                                                                                                                                                                                                                         |
| ③残存物取片づけ費用保険金  | 事故後の残存物の取片づけ、清掃、廃棄処理費用などに対して保険金を支払います。                                                                                                                                                                                                                                        | 実際に要した額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1回の事故につき、上記①損害保険金の10%を上限とします。                                                                                                                                                                                                                   |
| ④取りこわし物復旧費用保険金 | 損害が生じた場合に、その事故によって保険の対象以外の物の取りこわしを必要とする場合に、それを取りこわし直前の状態に復旧するために要した費用に対して保険金を支払います。                                                                                                                                                                                           | 実際に要した額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1回の事故につき、300万円を限度とします。                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑤損害防止費用        | 損害の発生および拡大防止のために要した必要かつ有益で弊社が認めた費用をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                   | 実際に要した額をお支払いします。ただし、損害発生の防止を行った結果、損害が発生しなかった場合の費用は除きます。                                                                                                                                                                                                                                                        | 支出された費用は、①の損害保険金に含めます。                                                                                                                                                                                                                          |
| ⑥権利の保全等に必要な費用  | 第三者より損害の賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のための手続きに必要な費用をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                        | 保険金額、自己負担額にかかわらず実際に要した額をお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                               | 上限はありません。                                                                                                                                                                                                                                       |

- 被保険者** ▶ 保険の補償を受けられる方または法人のことをいいます。工事の保険においては、特別な約定がないかぎり、保険証券記載の被保険者のほか、対象工事における下請人、発注者および保険の対象にリース物件が含まれる場合は、その所有者が自動的に含まれます。
- 保険期間** ▶ 保険契約のご契約期間をいいます。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は支払われません。
- 保険金額** ▶ ご契約金額のことをいいます。包括契約方式の場合は、保険の対象となる工事それぞれの請負金額となります。スポット契約方式の場合は、保険証券記載の工事の請負金額となります。
- 保険契約者** ▶ 自己の名前で保険会社に対し保険契約の申込をする人(法人を含みます。)のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。
- 保険責任期間** ▶ 保険会社が責任を負う期間をいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にかぎり、保険会社は保険金を支払います。
- 輸送中** ▶ 工事現場への輸送の目的をもって、陸上輸送用具に保険の対象の積み込みを開始した時から工事現場で荷卸を完了するまでの陸上輸送中をいいます。



## 告知義務と通知義務について

### ●ご契約締結時にご注意いただきたいこと（告知義務）

ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書に★または☆印で示した事項）について、弊社にお申しいただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### 主な告知事項

（各契約方式共通）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無（有の場合はその内容）  
（包括契約方式の場合）直近の決算期における完成工事高総額

### ●ご契約締結後にご注意いただきたいこと（通知義務）

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後、次の事項に変更が生じた場合についてあらかじめ弊社にお申しいただく義務（通知義務）がございます。変更のご通知をいただきませんと、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険証券記載の住所または通知先に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

#### 主な通知事項

（各契約方式共通）保険証券記載の被保険者の変更  
（スポット契約方式の場合）工事の追加、変更、中断、再開または放棄 等

### ●事故の通知について

この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。

①事故の状況 ②事故発生日時、事故場所 等

●サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474（受付時間：24時間・365日）

### ●保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

①保険金の請求書 ②損害見積書 ③請負金額の内訳書 等

### ●保険金をお支払いする時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取り付けを完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払い時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合

②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

※このパンフレットは工事の保険（工事の保険特約付帯建設工事保険）のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご確認ください。

※弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご連絡ください。（お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。）

※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約の約款をご参照ください。

※弊社はお預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取り扱いに関するご案内」をご確認ください。

## 日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000（大代表）  
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00～17:00（土日祝除く）]  
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp>

万一事故にあわれたら

サービス24  
24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474  
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

#### 代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。